

「第4章 参加と協働」に関する提案

- * 「第4章 参加と協働」に関する、「提案シート」のご提出をいただき、誠にありがとうございました。
- * いただいたご意見は、下線、網掛けなどを含めて、原則として原文のまま掲載をさせていただきました。
- * なお、「参考」の欄には、いただいたご意見に対する鍛冶先生のコメント、事務局が把握している事例や実態、「参加と協働のためのルールづくり（条例化）」に関する現時点での事務局の考え方などを記述いたしました。

一括でのご意見

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第5回市民討議会での討議内容
<p>区とNPO・ボランティア団体との係わり。</p> <p>区の行事に対する外部協力（計画・広報・参加・撤去）</p> <p>夏祭りにおいて、フラダンスを踊ってもらった、2年間。</p> <p>元アナウンサーに夏祭り・文化祭の司会をやってもらった。</p> <p>地元企業や農業者により生活道路の除雪をやってもらった。</p> <p>元人形劇リーダーから人形劇の脚本から演出舞台作りまでやってもらった、3回。</p> <p>日本舞踊の教師から盆踊りを教えてもらって一緒に踊った。</p> <p>本格ピッツァパスタ作りを老人会、子ども会、育成会、共同開催で子どもたちが手づくりした、見晴らし交流館。</p> <p>ライオンズクラブ・商工会議所等との連携は？事業所のボランティア活動との連携は？など様々な形態が考えられる。</p> <p>そこで、区または市民活動団体が、何ができ、何を必要としているかを把握する組織が必要ではないか。その組織へ、市も区も市民活動団体も事業所も情報提供することが必要となる。</p> <p>その組織は、膨大になるであろう情報を整理し取り出せるようにデータ化し、更新をしておく必要がある。</p> <p>市民・区・市民活動団体・事業所も、何か必要があったら、その組織に行けば何らかの糸口を見いだせるようにしたい。</p> <p>市のボランティアセンター等既存の物もあるので意見を聞きたい。</p>	<p>「市役所の組織」については、平成24年4月に「区長会に関する事務」を総務課から企画課へ移管し、平成25年4月には、「市民活動に関する事務」を市民課から企画課へ移管しました。これにより、「区」や「市民活動」、そして「市民参加」「市民協働」という、今後ますます重要性を増していくと考えられるこれらの事務の所管を企画課へ一本化したこととなります。今後は、「市民参加」「市民協働」の積極的な推進が図られるよう、企画課の中を再編したいと考えています。</p> <p>市では、市民活動を支援し、活動の輪を広げるための拠点として、平成15年6月、「ボランティアセンター」を開設しました。</p> <p>「ボランティアセンター」では、様々な分野で市民活動が推進されるよう、団体や個人に登録していただき、ボランティア等の派遣依頼に係る調整や相談、市民活動に関する各種情報の収集や提供、情報紙の発行等の啓発活動、会議室等の打合せ場所や印刷機・パソコン等の作業機材の提供などの支援活動を行っています。なお、平成25年8月末現在、161の団体、231名の個人に登録をいただいています。</p> <p>ご意見のような要望を満たすためには、将来的に、この「ボランティアセンター」の機能が拡充され、「市民活動・自治活動サポートセンター」のようなものになっていくということも、一つの方法として考えられると思います。</p>	

68ある区それぞれ独自性があると思うが、それでもなにかしら区の組織、人事、予算などの権限について決まりがあっても良いと考える。

区の現状は、市からの委託事業が多く、いわゆる市の行政組織と化している様相を呈している。

このため、区の人員、予算、時間が下請け行政に取られて思うに任せない。まず、この問題を解決しないと、区の崩壊が避けられないと思う。そこで、区自体の自立性を保つ最低限の組織権限を検討し、従来区の担ってきた市民サービスを根本から見直して、適正規模・人員配置の適正化などを見極める必要がある。

解決の一つの案として、区を越えた行政サービスの提供（小学校区等既存の線引きが活用できないか）→防犯・防火・健康づくり等公・共の協働的なシステム（割り当て方式・手上げ方式など・民生委員等の市民サービスを担当する人数の均等化）を構築する。

市議会議員とはまた違った形で、区は市民の現実的な課題を知り得るので、区長会を通じて、行政への意見具申等を広範に認める道を開いたらどうか。もちろん一方的な意見にならないよう反対意見等を付託する必要もあると思う。

今回明らかとなったように、市の一部局に、自治基本条例の見直し作業を押し付けるのは、限界があると思う。条文の見える化・次期へ持ち越すしかないであろう部分など、広範な未処理検討不足の箇所があるので、執行機関・市議会・学識経験者・有識者・公募市民による常設の見直し部会を設ける必要があると思う。この部分には、執行機関・市議会・関連団体への各種情報資料を要求開示させる権限を与えることが絶対条件となる。人数的な問題もあるが、部会に分科会を設けることも一案かと考える。

うまくまとまりませんでしたので、一括提出とさせていただきます。

小諸市では、昭和29年に「小諸市区長に関する規程」という規則が制定されましたが、地縁的なつながりを基盤とした「区」そのものについては、その位置付けが条例等に全くなされてきませんでした。それが、平成22年4月に施行された「小諸市自治基本条例」の中で初めて、「区は、本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいう」と定義され、「対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ること」が区の役割であると規定されました。本来であれば、この「自治基本条例」の制定に合わせて、市と「区」や「区長」との関係やあり方などについても検討を行い、「区長に関する規程」も見直しを行うか、別な条例や規則等を定めるべきであったと思いますが、それがなされずに今日に至ってしまっているというのが実情です。

以上の経過からしても、ご意見のとおり「区についての何がしかの決まり」は必要であり、それについても、今後の「参加と協働のためのルールづくり」の中で検討していきたいと考えています。

「自治組織」の強化等については、様々な形態や方策が考えられると思います。

かつて、小諸市自治基本条例案策定時のワーキンググループの中で、鍛冶先生から「今後、小諸市の中で、区の機能を発展させるということであれば、地方自治法に規定されている『地域自治区』の制度を、将来的に自治会の運営に利用することが可能なのではないかと思う」とのご助言をいただいた経過もあります。

また、東御市で取り組まれている地域自治組織である「しげの里づくりの会」のように、組織の内容や趣旨が重複する地域づくり活動を簡素化・合理化し、「里づくりの会」のもとに系統的に各組織を整えながら、より多くの住民参加のもとで、次世代へ受け継がれる地域づくりを進めようという取り組みもあり、平成25年度の区長会研修会では、「しげの里づくりの会」の会長を招いて取り組みを紹介していただきました。

いずれにしても、人口減少と高齢化の進行が確実な状況においては、現在の68の区は残しつつも、例えば、旧村の区域や小学校の通学区域などのような、もう少し大きな単位にし、公民館の支館・分館や育成会など、各種の組織や団体等を包含する中で、そこに暮らす人々が、主体的に地域づくりを考え、実践していく、そうした取り組みに対して、市も一定の財政支援をするというような、言ってみれば、市の区域内での分権のような仕組みが、今後は必要ではないかと感じているところです。

なお、区は、その成り立ちや組織が様々であり、区長の方々の意識も多様であることから、市からの押し付けの組織にならないよう、区長会はもちろん、「参加と協働のためのルールづくり」を検討していく組織などにおいて、十分な議論を重ねる必要があると考えています。

自治基本条例の評価・検討の作業は、今回が制定後初めてということもあり、討議員の皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなってしまいました。今回を教訓として、今後、より良い取り組みとなるよう検討し、改善をしていきます。

提案 ①

これまでに経験した様々な市民参加の手续の中で、良い取組なのでルール化すべきと感じたこと、逆に、良くない取組と感じたこと。また、市民活動団体と区の活動に関して、協力や調整等の必要性を感じたことなど。どんな小さな事例でも差し支えありませんので、ご記入をお願いします。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第5回市民討議会での討議内容
<p>● 「ワークショップ」の場面は、参加と協働の大変良い手段と感じています。</p> <p>理由として（より良く機能したなら）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民合意・市民の共通認識の醸成に寄与するものであり、 2. その延長線上に、行政の事業等が決定し進められていく時に、既に市民は参加しているの、無関心であるとか、単なる批判だけの姿勢ではなく、むしろ関心を持ち続けていくことにもなり、市民は行政の事業等の施策が自分たちの事として捉えられる。 3. 更に、市民が注目しているということで、行う立場の行政側に緊張感が生まれ、より慎重に、丁寧にしっかりと行っていくことになり、双方にとり大変良い手段・方法であると思います。 	<p>「ワークショップ」は、「第2章」等の取組事例として記載をさせていただきましたとおり、近年、これを行う例が増えています。</p> <p>ご意見のとおり、（より良く機能したなら）参加と協働の良い手段であると感じていますので、「参加と協働のためのルール」の中に盛り込みたいと考えています。</p> <p>なお、「ワークショップを実施した」ということを言い訳にしないようにしなければなりませんし、また、実施するからには、職員もそのためのスキルを身に付けなければならないと思っています。</p>	
<p>駅舎併設図書館のワークショップの取組みは、「協働」が実現できた取組みだった。それは、制度があればできるという問題ではなく「姿勢」や「思い」の問題だと思う。</p> <p>市民主体で、事業を共に進めていこうという意志がなければどんなにすばらしい制度ができてムダ。</p> <p>現在の大型事業の進め方はどうか、また、市が主体（市民不在）になっていないか。事業を決定していくプロセスの中に、市民が参加して考え、選んでいくことが普通になるようなルールがほしい。</p> <p>実は、すでに普段、区の中でやっていることが、第28条、第29条につながっていることなのだと分かなければ意味がない。ここでも「わかりやすくすること」（翻訳すること）が必要。</p>	<p>ご指摘のとおりですが、「姿勢」や「思い」があっても、制度がなければ参加や協働は実現せず、個人的な工夫や力量のみに依存することになります。（鍛冶先生のコメント）</p> <p>「ワークショップ」は、「第2章」等の取組事例として記載をさせていただきましたとおり、近年、これを行う例が増えています。</p> <p>しかし、現状では、条例や規則等に基づく「制度」として行っているわけではありませので、「参加と協働のためのルール」の中に盛り込みたいと考えています。</p> <p>なお、「ワークショップを実施した」ということを言い訳にしないようにしなければなりませんし、また、実施するからには、職員もそのためのスキルを身に付けなければなりません。もちろんそこには、「姿勢」や「思い」もなければならぬと思います。</p> <p>（参考：鍛冶先生の助言に基づいて、都市計画決定に係る既存のルールを記載します。）</p> <p>計画素案の作成 → 公聴会の開催（市民の意見の反映） → 計画案の公告・縦覧 → 意見書の受付（市民の意見の反映） → 都市計画審議会（公募市民の参加） → 県との協議 → 計画の決定</p>	

<p>① 新町区には、花川の河川改修に伴って「花川を愛する会」が自主的に結成されて、植栽や草刈など行い環境整備が図られてきた。区からの若干の補助金や小諸市のコミュニティ事業の支援も受けて活動が支えられてきた。</p> <p>女性を中心とした「さくらの会」も結成され、花壇の管理や市内のイベントにも参加し、まちづくりに貢献している。</p> <p>② 押出地区には「桜を守る会」が自主的に結成され、荒廃していた桜並木（旧布引鉄道軌道敷の土手）が整備され、小諸市の桜の名所として甦った。</p> <p>③ 最近では、区の音頭で「新町区歴史的遺産を守る会」が結成され、県の元気づくり支援金の援助も受けながら、区内の歴史的遺産の発掘（だんご石）やその整備に取り組んできた。本年から、一里塚遺跡の管理を教育委員会から委託され、近隣の住民の手によって、管理組織結成の準備が進んでいる。</p> <p>④ 自主的に生まれたまちづくり組織の窓口や支援体制を整備し、登録制度をつくるなどして様々な情報を提供し、自主的な住民の力が十分に活かせるようにしてはどうか。</p>	<p>市役所の組織の中で、平成24年4月に「区長会に関する事務」を総務課から企画課へ移管し、平成25年4月には、「市民活動に関する事務」を市民課から企画課へ移管しました。これにより、「区」や「市民活動」、そして「市民参加」「市民協働」という、今後ますます重要性を増していくと考えられるこれらの事務の所管を企画課へ一本化しましたので、「市民参加」「市民協働」の積極的な推進が図られるよう、ご意見の事項も含めて、今後検討していきます。</p>	
<p>区の活動は、あくまで区内の行事で区の役員さんが中心になって行っていて市民活動団体や市行政と係わっていることは無いように見えます。</p> <p>市民活動団体や市行政がもっと区と係われれば、区も多少なりとも変化していくのではないのでしょうか。</p>	<p>より良い地域づくりのために、市民活動団体と区が調整・連携して、どのようなことができるのか、また、どのようなことをすべきなのかなどについても、「参加と協働のためのルールづくり」の中で検討していきたいと考えています。</p>	

<p>1. 市と区の連携については、地区担当者が区の直接の窓口としておりますが、当区では、課題に関する相談事に、迅速・的確な対応をして頂き、有効に機能しています。</p> <p><u>担当者および区によって、ばらつきが有るようですので、全区で有効活用出来るよう地区担当業務運用ルールの標準化が望まれます。</u></p> <p>2. 「市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します」とありますが、実態として市民活動団体は、それぞれの理念のもと、自主的に活動しており、一方 区の業務は、行政との太い連携のもと、市の委託業務および区独自の活動を実施しています。</p> <p>すなわち、現状をみると市民活動団体と区の連携については、あまり現実味がありません。</p> <p>ボラセン登録団体を見ても、「災害救援活動」「市民安全活動」あたりの一部団体が関連するのかな？という程度で、活用できるのかも未知数です。</p> <p>一般的なボランティア情報はありますが、区と連携出来るような市民活動団体があるのか、情報提供も無いのが現実です。</p> <p><u>区の活動に有用な市民活動団体が有るとすれば、市のH. Pなどで、活動内容や連絡先などを公表（PR）して頂きたいと思います。</u></p> <p>もっと言うならば、市民活動団体と区が連携できるような、「仕組みづくり」が必要と思います。</p>	<p>小諸市では、平成18年から、職員を各区の担当として割り当て、市から区への情報提供や、区と市の担当課との連絡・調整などを行う「地区担当職員制度」を設けています。平成23年には、この制度の充実を図るべく、市内10地区に対応するかたちで、「地域職員連絡会」という組織を新たにつくり、正副会長を置いています。この「地区担当職員制度」については、ご意見のように、有効に機能している区がある一方、必ずしもうまく機能しているとはいえないというケースがあるのも事実です。このため、地域にとって役に立つ仕組みとなるよう、引き続き改善に努めていきます。</p> <p>様々な機能を持った団体である「市民活動団体」と伝統的な地縁団体である「区」が、調整・連携してまちづくりに取り組むことについて、「あまり現実味がない」とのご意見は、現状ではそのとおりでと思います。</p> <p>第29条で規定されている「市民活動団体と区との調整・連携」は、おそらく他に例のない取り組みだと思われますので、それ故に、これから「参加と協働のためのルール」をつくらうとしている、とご理解をいただきたいと思います。</p> <p>なお、「市民活動団体の活動内容や連絡先などをホームページなどで公表すること」については、「小諸市ボランティアセンター」のホームページで、登録団体の団体名と活動内容を知ることができるようになってはいますが、十分な情報とは言えません。</p> <p>市役所の組織の中で、「区」や「市民活動」、そして「市民参加」「市民協働」に関する事務の所管を企画課へ一本化しましたので、「市民参加」「市民協働」の積極的な推進が図られるよう、ご意見の事項も含めて、今後検討していきます。</p>	
<p>区と市民活動団体への橋渡しとして、行政に情報発信をしてもらいたい。</p>	<p>市役所の組織の中で、「区」や「市民活動」、そして「市民参加」「市民協働」に関する事務の所管を企画課へ一本化しましたので、「市民参加」「市民協働」の積極的な推進が図られるよう、ご意見の事項も含めて、今後検討していきます。</p>	
<p>地区で毎年開催される盆踊り大会の件ですが、今までは、踊りの先生を呼んで、いろいろな曲で盆踊りを楽しんでいましたが、先生が亡くなられたため、以前のような楽しさがなくなりました。できるなら、盆踊りの指導をして下さる方に協力をしていただきたいと思います。</p>	<p>「ボランティアセンター」には、平成25年8月末現在で、161の団体、231名の個人が登録されています。</p> <p>登録者の中に該当する方がいれば、紹介することができますので、ボランティアセンターへお問い合わせください。</p>	

提案 ②

小諸版の「参加と協働のルールづくり」にあたって、どのような枠組をつくれば、より充実したルールづくりをしていけると思いますか。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第5回市民討議会での討議内容
<p>●ルールの考え方を提案していくための、市民参加の「参加と協働（作業）」で合意の場が必要であると考えます。</p> <p>●その場として、これまでと今後の討議を重ねていく本討議会も、考えられる場の一つではあると思いますが、そのことを協議してどのような場が良いか、探っていく過程も大変なことではあると思います。</p> <p>その結果として、本討議会で良いとの結論であればそれで良いし、異なる結果であればそれで良いと思います。</p>	<p>「参加と協働のためのルールづくり」について検討するための組織については、本討議会からの提言に基づいて設置します。</p> <p>なお、事務局としては、このことについて本討議会で現に議論が始まっていること、第28条で「市民、市議会、市の執行機関は、協働のまちづくりを推進すること」を規定していること、第29条で「市民活動団体と区は、調整・連携してまちづくりを推進すること」を規定していることを踏まえ、「本討議会の討議員の希望者」「市民活動団体の構成員」「区長」「市議会議員」「市の執行機関の職員」による組織とすることが適当ではないかと考えます。</p> <p>(以下、上記の内容を「同上」と表記させていただきます。)</p>	
<p>市民活動団体（様々な分野の）、区、市の執行機関、討議会メンバー（立候補？式）であらためて、問題の洗い出しから、協議、検討（勉強会も含め）をして、提言をしていく。</p>	<p>同上</p>	
<p>① 小諸市の自治基本条例や総合計画など市の考え方を多くの市民に理解してもらうための「情報提供と説明責任」を果たす努力がまず大切ではないか。</p> <p>② 一般市民の声（参加したくも参加できない人、様々な活動に参加している人）を様々な方法（アンケート・ワークショップ・パブリックコメントなど）で集約する。</p> <p>③ 先進的事例にも学び（視察・学習会）、実践者である区長や市民活動団体の意見を聞き、協議を重ね具体化していくことが大切ではないか。</p>	<p>同上</p> <p>なお、その組織で検討された素案等については、広く市民の声を聞く方策を講じていきます。</p>	
<p>簡単に枠組みを作ろうとするのではなく、いろいろな市民参加のあり方を区長、市行政、またこの市民討議会などで時間をかけていく中から、自然に方向性が見えてくればと思います。</p>	<p>同上</p>	
<p>今までの市民説明会やワークショップなどは、希望者の参加型のため、積極的な人（常連）や意見の強い人に結論が偏る恐れがあります。</p> <p>また、大半の参加しない市民には不満がくすぶっており、これらの意見をどのように把握するかが課題です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労力は掛かりますが、各層にこまめに参加を呼びかけ、回数を多くしたり、地域毎に開催するなどの工夫が必要です。 ・ 特に、今まで中高年層の参加が多い傾向にあったと思いますが、中高年は、知識と経験が豊富な反面、こだわりも強いと思われます。 ・ 若い年代層の参加を工夫し、斬新な意見を出させることがカギになると思います。 ・ 市の各課職員についても、聞く立場だけではなく、「協働のまちづくり」の観点から、同じテーブルで共に議論を交わすことが必要です。 	<p>同上</p> <p>なお、その組織で検討された素案等については、広く市民の声を聞く方策を講じていきます。</p> <p>若い年代層の参加は重要だと考えますので、その方法についても、討議会の中で討議いただければと思います。</p>	
<p>市民討議会を継続することが大切</p>	<p>同上</p>	

<p>「参加と協働のルールづくり」以前に、自治基本条例を周知して、市民が参加しやすい形をまず作ってほしい。</p>	<p>自治基本条例は、単体ではその有している理念を実現できるわけではありません。自治基本条例に記されている原則は、他の条例や規則などでルール化することではじめて実現することが可能になります。市民は、実現された具体的な事例を通じて、自治基本条例の意義と存在を知ることになります。日本国憲法は、他の関連法令があつてはじめて、憲法理念の実現をみるのと同じです。 (鍛冶先生のコメント)</p>	
---	---	--

提案 ③

条例の第28条及び第29条に規定されているような制度は、現在の小諸市にはありません。

そこで、市民活動団体と区にどのような役割や権限等があれば、また、市民活動団体と区は、どのような役割分担をしながら、どのような協議や調整をしていけば、まちづくりが上手く進むと思いますか。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第5回市民討議会での討議内容
<ul style="list-style-type: none"> ●各々が、歴史的な背景等により、内容が様々であること先ず理解をしておかなければならないと思います。 ●一律に、何らかの役割や権限を（補完する条例、規約等）を整備するのも方法としてあると思いますし、むしろあった方が良いでしょう。 ●その場合、すぐに対応できる区とできない区があることを念頭において、整備する姿勢が大切と考えます。 ●すぐに対応ができる区が出て積極的に行う姿を見る中で、すぐに対応できていなかった区の区民あるいは区の役員の認識度が高まり的確な対応がなされる様に進化していくものと考えます。 ●一律に「こうしろ」「こうあるべきだ」的ではなく、少し猶予のゆとりの持てるものを包含したものであればと思います。 	<p>ご意見のとおり、区は、その成り立ちや組織が様々であり、区長の方々の意識も多様であることから、市からの押し付けの制度等にならないよう、区長会はもちろん、「参加と協働のためのルール」を検討していく組織などにおいて、十分な議論を重ねる必要があると考えています。</p>	
<p>②の枠組みの中で検討していけばいいのでは。 同時に人材育成も必要 “いっしょに新しいシステムをつくっていく” ことだと思う。 (その前に、条例を自分たちの手元におろすための「翻訳」が必要)</p> <p>市で活動している団体をすべて把握し、区等がかかえている問題を一緒に考え、解決に向けて市民活動団体等とつなげたり、調整（コーディネート）したりする部署や人が必要。 何かをしたい時、問題がおこって助けてほしい時、そのことをどこに持って行けば（相談に行けば）実現できるのか、解決できるのか、“どこに” がわかりやすくあることが大切。</p>	<p>市役所の組織の中で、「区」や「市民活動」、そして「市民参加」「市民協働」に関する事務の所管を企画課へ一本化したので、「市民参加」「市民協働」の積極的な推進が図られるよう、ご意見の事項も含めて、今後検討していきます。 なお、将来的には、「ボランティアセンター」の機能が拡充され、「市民活動・自治活動サポートセンター」のようなものになっていくということも、一つの方法として考えられると思います。</p>	

<p>①区と行政は対等の関係にあるとの認識（位置づけ）から、市長から区長への委嘱書の交付は廃止された経過がある。</p> <p>②行政から区への依頼事項（24年度）は36事項にもおよんでいた。市と区との連携は非常に重要になっている。対等の関係であるとするならば、その内容を毎年明確にしておく必要がある。</p> <p>区長も仕事がやりやすいし、行政も区長事務委託費や区事務委託費の根拠が明確になり、その額が適切であるのか議論もしやすくなる。</p> <p>③区長任期や会計年度は、各区の長い歴史や地域の事情によって統一されていないが、1期2年任期で行政年度に合わせる方向が好ましいのではないかと。区長会での論議と合意が前提であるが、まずは真剣な論議からスタートを。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長アンケートには様々な意見が述べられているが、自治基本条例で示された区等の役割を果たすには1年任期では荷が重過ぎる。年度もまちまちでは、役員改選時での不都合が多く合理的でない。 <p>④自治基本条例に照らして整合性のある規約の改正が必要になる。「市民参加条例」の中に組み込むかどうかも含めて検討をしてはどうか。</p> <p>⑤区の業務事項として、地元要望（建設事業・土地改良事業・防犯灯設置・消防設備整備など）の調査及び報告がある。予算の関係から達成率は低いのが実態である。現地調査を実施し、その後、事業実施の計画について報告があるが、常に区は受身の立場で詳細な説明もなく（現状は、来庁して担当に個々に聞かなければ分からない）、予算枠の拡大など正式に意見を言う場もない。</p> <p>制度として、説明と意見が言える場を設けて欲しい。（市民活動団体も含めて）</p>	<p>小諸市では、昭和29年に「小諸市区長に関する規程」という規則が制定されましたが、地縁的なつながりを基盤とした「区」そのものについては、その位置付けが条例等に全くなされてきませんでした。それが、平成22年4月に施行された「小諸市自治基本条例」の中で初めて、「区は、本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいう」と定義され、「対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ること」が区の役割であると規定されました。本来であれば、この「自治基本条例」の制定に合わせて、市と「区」や「区長」との関係やあり方などについても検討を行い、「区長に関する規程」も見直しを行うか、別な条例や規則等を定めるべきであったと思いますが、それがなされずに今日に至ってしまっているというのが実情です。</p> <p>ご意見のとおり、区長や区に対する財政支出については、その根拠を明確にする必要があります。このことも含めて、今後の「参加と協働のためのルールづくり」の中で検討していきたいと考えています。</p> <p>「小諸市区長に関する規定」では、区長の任期を2年と定めていますが、先にお配りした区長アンケート結果によると、1年任期と2年任期の区が、ほぼ半数となっています。また、会計年度についても、一律ではなく、区長アンケート結果では、「4月1日～翌年3月31日」としている区は、約半数にとどまっているという状況です。市としましても、以前から、任期を2年間、年度を4月1日～翌年3月31日としていただきたいとのお願いをし、また、区長会の役員会の中でも、そのような意見が出されてはいますが、区は、その成り立ちや組織が様々であり、区長の方々の意識も多様であることなどから、進んでいない状況にあります。このため、引き続き、区長会の中で議論をしていきます。</p> <p>市と「区」や「区長」との関係やあり方などについても、その規定の方法を含めて、今後の「参加と協働のためのルールづくり」の中で検討していきたいと考えています。</p> <p>「区や市民活動団体が意見を言える場」をどのような形で設けたらよいかなどについても、「参加と協働のためのルールづくり」の中で検討していきたいと考えています。</p>	
<p>市民活動団体や区にまちづくりに係られる権限があれば、従来のまちづくりとは異なったものができる可能性が広がると思われます。</p>	<p>「市民活動団体や区がまちづくりに係られる権限」をどのようにしたらよいかなどについても、「参加と協働のためのルールづくり」の中で検討していきたいと考えています。</p>	

<p>1. 「市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します」と有りますが、実態として市民活動団体は、それぞれの理念のもと、自主的に活動しておりますが、一方区の業務は、行政との太い連携のもと、市の委託業務および区独自の活動を実施しています。すなわち、現状をみると市民活動団体と区の連携については、あまり現実味がありません。ボラセン登録団体を見ても、「災害救援活動」「市民安全活動」あたりの一部団体が関連するのかな？という程度で、活用できるのかも未知数です。</p> <p>一般的なボランティア情報はありますが、区と連携出来るような市民活動団体があるのか、情報提供も無いのが現実です。</p> <p><u>区に活動に有用な市民活動団体が有るとすれば、市のH. Pなどで、活動内容や連絡先などを公表（PR）して頂きたいと思います。（提案①と同文再掲）</u></p> <p>改正意見</p> <p>2. 「<u>まちづくりにおける連携</u>」ということからすれば、市の執行機関も当事者であり、<u>29条1項の中に「市民活動団体と区、ならびに市の執行機関は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。」と追記すべきです。</u></p> <p>市の執行機関と区の連携は大変重要であり、条文に明記すべきです！</p>	<p>様々な機能を持った団体である「市民活動団体」と伝統的な地縁団体である「区」が、調整・連携してまちづくりに取り組むことについて、「あまり現実味がない」とのご意見は、現状ではそのとおりでと思います。</p> <p>第29条で規定されている「市民活動団体と区との調整・連携」は、おそらく他に例のない取組みだと思われますので、それ故に、これから「参加と協働のためのルール」をつくらうとしている、とご理解をいただきたいと思います。</p> <p>なお、「市民活動団体の活動内容や連絡先などをホームページなどで公表すること」については、「小諸市ボランティアセンター」のホームページで、登録団体の団体名と活動内容を知ることができるようになってはいますが、十分な情報とは言えません。</p> <p>市役所の組織の中で、「区」や「市民活動」、そして「市民参加」「市民協働」に関する事務の所管を企画課へ一本化しましたので、「市民参加」「市民協働」の積極的な推進が図られるよう、ご意見の事項も含めて、今後検討していきます。（提案①のものと同文を再掲）</p> <p>ご意見のとおり、「市の執行機関」と「区」との連携は、大変重要と考えます。ただ、第29条は、逐条解説のとおり「地域の課題解決のために大きな役割を果たす市民活動団体と区の連携したまちづくり」について規定したものです。第1回討議会で配布した「小諸市自治基本条例 みんなで進める協働のまちづくりへ」という資料の19ページに示してありますとおり、「市民」の中の「市民活動団体と区との調整・連携」という関係になっていますので、第29条に「市の執行機関」の文言を追記するということにはなりません。ご理解をお願いします。</p>	
<p>まず市が、10年～20年スパンの長期的なランドデザインを示してほしい。その実現のために、現状自分たちができる「まちづくり」についての必要な権限等が見えてくると思っています。</p>	<p>日々のまちづくりを推進する中で、市民活動団体と区にどのような役割や権限等があれば望ましいか、という観点から討議をいただければと思います。</p> <p>なお、中長期的なランドデザインについては、今後、「第5次基本構想」の中で描いていくこととなりますので、ご理解をお願いします。</p>	